

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令について

令和 5 年 10 月
消 防 庁 予 防 課

1. 改正概要

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）では、各法令の規定により書面により行わなければならないとされている保存等について、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより電磁的記録によることができる旨が定められており、その主務省令として、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年総務省令第 38 号）が策定されている。

○ 今般、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）において、シー・ディー・ロム等の具体の媒体名を定める個別法令の規定については、媒体名の削除又は「電磁的記録媒体」等の抽象的規定への見直しを令和 5 年中に行うこととされた[※]ことを踏まえ、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則について、所要の規定の整理を行うものである。

※ 例示として、シー・ディー・ロム等の具体の媒体名を規定している場合であっても、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改めることにより、文言の適正化を図ることとされた。

2. 改正内容

「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

3. 施行期日等

公布日・施行期日：令和 5 年 11 月 1 日